

(写)

21 日 獣 発 第 83 号  
平成 21 年 6 月 16 日

獣医師問題議員連盟 会長  
衆議院議員 谷 津 義 男 様

社団法人 日本獣医師会  
会 長 山 根 義 久

### 獣医学教育改善に関する要請

今日、獣医師及び動物医療は、畜水産食品の安全確保やBSE・鳥インフルエンザ等の共通感染症対策をはじめ、畜産等動物関連産業の振興、家庭動物の保健衛生の向上、更には、動物愛護福祉、自然環境保全など社会経済の発展、国民生活の安定に重要な役割を担っております。

今後とも獣医師及び動物医療が社会的要請に的確に答えていくためには、多様な職域に就業する獣医師について需要の動向に即した適正配置、動物医療提供の質の確保を図るとともに、獣医師養成の基盤となる獣医学系大学の獣医学教育課程について、学部体制への再編・統合を推進することにより、教員数の確保、教育カリキュラムの整備などを図り、高度専門職業人養成課程として抜本的改善を図ることが求められております。

しかしながら、獣医学教育の実施体制については、教育年限が6年に延長され30年が経過しますが、要となる教員体制の確保は遅々として進展しておりません。国際認定基準に適合する大学はなく、また、獣医師国家試験の出題範囲に対応した講座（研究室）数を大きく下回る大学も存在するのが現状であります。

このような中で、愛媛県下において「特区」による大学獣医学部の新設の要望が、愛媛県及び今治市から数次に渡り提出されておりますが、そもそも獣医師の養成は、全国的観点から、質の確保及び需給政策と一体的に推進すべきものであり、「特区」には馴染むものではありません。「特区」による大学獣医学部新設については、①獣医学教育・研究体制の整備が積年のそして喫緊の課題とされている中では獣医学教育の質の改善に逆行するものであること。②獣医師需給政策の適正を確保する上で、また、獣医学教育の改善の方向すら合意決定がなされていない中で獣医学入学定員についての抑制策は堅持する必要があること。③特定地区での「特区」による新設は獣医師需給政策上の課題である獣医師の職域偏在の是正に何ら益するものではないこと。加えて、④獣医学教育が「特区」に名を借りた特定の一学校法人による大学ビジネスチャンス拡大（獣医学系大学の粗製濫造）の場と化してはならないことから、提案者等に対しては自制をお願いするとともに、内閣府をはじめ関係官庁である文部科学省、農林水産省には、その扱いについて適切な対応を求めてきたところです。

現在、獣医学教育体制の整備については、文部科学大臣から中央教育審議会への中長期的な大学教育のあり方の諮問に答えるべく、昨年から文部科学省の調査・研究協力者会議において今後の獣医学教育の改善・充実に向けての方策の検討が開始されているところであります。

まずは、現在、16ある国公立の獣医学系大学のうち、特に学科規模の獣医学教育課程について、スケールメリットを最大限に生かし再編・統合を図り、学部体制への整備に向け獣医学教育関係者・関係機関自らが努力することこそ、獣医師及び動物医療の質の確保に向けての社会的要請に答えることと信じます。これは、行財政改革の観点にも適うことと考えます。

獣医学教育課程が真の専門職業人養成課程として抜本的改善が図られるようご指導のほどよろしく申し上げます。